



平成21年5月15日

各位

会社名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 高木 繁雄
本店所在地 富山県富山市堤町通り一丁目2番26号
コード番号 8377 (東証第一部、札証)
問い合わせ先 責任者役職名 マネージャー
氏 名 庵 栄伸
電話番号 (076)423-7331

定款一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月開催予定の株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」を議案上程することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第5条の3の株券を発行する旨の規定、第6条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第6条の2の実質株主および第8条第3項の実質株主名簿にかかる規定が不要になりますので、これらの規定を削除するものであります。また、平成22年1月6日をもって失効する第8条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (2) 株主総会の手続きに関する第21条(定時株主総会の基準日)、第23条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を種類株主総会に準用し運営の効率化を図るべく、第26条の内容を変更するものであります。

2. 変更の内容

(注) 下線部分に変更箇所を示します。

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> 第5条の3 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の単元株式数は、すべての種類の株式につき1,000株とする。 <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、すべての種類の株式につき1,000株とする。 (削 除)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第6条の2 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第6条の2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第26条 第22条および第25条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第26条 第22条、第23条および第25条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第21条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月25日

定款の効力発生日

平成21年6月25日(株主総会承認後)

以上

本件に関する照会先

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 企画 G 川腰(電話 076-423-7331)